

# 高齢者虐待防止のための指針

能登町地域包括支援センター

## 1 高齢者虐待の防止に関する基本的考え方

能登町地域包括支援センター（以下「当センター」という。）では、高齢者虐待は人権侵害であるという認識のもと、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」の理念に基づき、高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため、本指針を策定し、全ての職員は本指針に従い、業務にあたることとする。

## 2 虐待の定義

### (1) 身体的虐待

暴力的行為等で高齢者の身体に外傷や痛みを与える又はそのおそれのある行為を加えること。また、正当な理由なく身体を拘束すること。

### (2) 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

意図的であるか、結果的であるかを問わず、行うべきサービスの提供を放棄又は放任し、高齢者の生活環境や身体・精神状態を悪化させること。

### (3) 心理的虐待

脅しや侮辱等の言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって高齢者に精神的、情緒的な苦痛を与えること。

### (4) 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること。または高齢者にわいせつな行為をさせること。

### (5) 経済的虐待

高齢者の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

## 3 高齢者虐待防止検討委員会に関する事項

当センターでは、虐待及び虐待と疑われる事案（以下「虐待等」という。）の発生の防止等に取り組むにあたって「高齢者虐待防止検討委員会」を設置するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を定めることとする。

### (1) 設置の目的

虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施する。

### (2) 高齢者虐待防止検討委員会の構成委員

- ① 委員長は管理者が務める。
- ② 委員は当センター職員で構成する。

### (3) 高齢者虐待防止検討委員会の開催

- ① 委員会は、委員長の招集により年1回以上開催する。
- ② 虐待事案発生時等、必要な際は、随時委員会を開催する。
- ③ 委員会の開催にあたっては、関係する職種、取り扱う内容が相互に関係が深い場合には、法人や事業所が開催する他の会議体と一体的に行う場合がある。
- ④ 虐待防止検討委員会はテレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

### (4) 高齢者虐待防止検討委員会の審議事項

- ① 虐待防止検討委員会及びその他事業所の組織に関すること
- ② 虐待防止のための指針、高齢者虐待防止マニュアルの整備に関すること
- ③ 虐待防止のための職員研修の内容に関すること
- ④ 虐待予防、早期発見に向けた取組み・周知に関すること
- ⑤ 虐待等が発生した際、職員が相談・報告及び適切に対応できる体制整備に関すること
- ⑥ 虐待等が発生した際、その発生原因等を分析し、今後の対応方針や再発防止策について検討すること
- ⑦ 前号の再発防止策を講じた際に、その効果について評価すること

### (5) 高齢者虐待防止の担当者の選任

高齢者虐待防止の担当者は社会福祉士とする。

## 4 高齢者虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

虐待防止に関する基礎的な知識を身につけ、高齢者の権利擁護に対する認識を深めることができるよう研修を実施する。

- (1) 研修は年1回以上実施し、新規採用職員や人事異動により当センターに初めて配置された職員には必ず実施する。
- (2) 研修の開催は虐待防止に関する外部研修等への参加に代えることができることとする。
- (3) 職員は外部研修にも積極的に参加し、自己研鑽に努める。
- (4) 研修内容については、研修資料及び実施概要、出席者等を記録し、保管する。

## 5 虐待等が発生した場合の対応方法について

- (1) 虐待等が発生した場合は、「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について(厚生労働省老健局)」及び「能登町高齢者虐待防止マニュアル」に基づき、速やかに当センター内で相談内容を共有するとともに、必要に応じて事実確認を行う。
- (2) 緊急性の高い事案の場合は、警察や関係機関等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

## 6 虐待等が発生した場合の相談・報告体制 について

- (1) 虐待に係る苦情、相談については相談者や通報者の個人情報保護する。
- (2) 虐待の相談、通報は秘密漏洩や守秘義務法によって妨げられない。
- (3) 虐待の事実誤認により相談、通報をしたとしても秘密漏洩や守秘義務違反に問われることはない。

## 7 成年後見制度の利用支援

高齢者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて相談対応を行う。または、必要に応じて関係機関を案内する等の支援を行う。

## 8 虐待等に係る苦情解決方法

- (1) 虐待等の苦情相談については、苦情を受け付けた職員は受付内容を管理者に報告する。
- (2) 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。

## 9 対象者等に対する指針の閲覧

本指針は常時閲覧可能とし、当センター内に備え付けるほか、町ホームページにも公開する。

## 10 その他虐待防止の推進のために必要な事項

権利擁護及び高齢者虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、高齢者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努める。

附則

この指針は、令和7年4月1日より施行する。